（登録証の再交付の申請等）

第九条　奄美群島特例通訳案内士は、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第五号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

2　奄美群島特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを認定奄美群島市町村の長に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第十条　法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　奄美群島特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日

2　前項に規定するもののほか、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第十七条第五項第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

3　認定奄美群島市町村の長は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第四項又は第六項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

第十一条　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十六条の規定により奄美群島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を認定奄美群島市町村の長に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第十二条　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該奄美群島特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（証明書の様式）

第十三条　法第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第六号様式による。

（聴聞の方法の特例）

第十四条　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第九項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

第十五条　法第十七条第十項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を当該団体を構成する奄美群島特例通訳案内士の業務区域を管轄する認定奄美群島市町村の長に届け出なければならない。

一　目的

二　名称

三　設立年月日

四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

五　事務所の所在地

六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所

七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）

八　定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で認定奄美群島市町村の長に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を認定奄美群島市町村の長に届け出なければならない。

（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類）

第十六条　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類
法第十八条第一項	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行業者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第一項第一号及び第二号に掲げる書類
旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録に係る部分	
旅行業法第六条の四第三項の規定による届出に係る部分	変更事項を記載した書類並びに旅行業法施行規則第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

（標識の様式）

第十七条　法第十八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第七号様式とする。

（法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める研修）

第十八条　法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　旅行業法施行規則第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる科目について行うものであること。

二　旅行業法第十一条の三第三項に規定する研修の講師又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通大臣が告示で定める者を講師とするものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める方法により行うものであること。

（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件）

第十九条　法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十条　法第十八条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第八号様式」とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。